

広島県告示第四百二十一号

次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急病院として認定した。

平成二十年四月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	広島県厚生農業協同組合連合会広島総合病院	所 在 地	廿日市市地御前一丁目三番三号	効力を有する期限	平成二十三年四月一三日	備 考	更新
医療法人社団広島厚生病院	広島市南区仁保一丁目五番一三号	平成二十三年四月一三日	更新				